Lentinula edodes (Berk.) Pegler	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
Ligustrum undulatum Blume	リグストルム　ウンデュラツム種
（略）	（略）
（略）	（略）
Pecteilis radiata (Spreng.) Raf.	サギソウ種
（略）	（略）
（略）	（略）
Rubus phoenicolasius Maxim.	ルブス　フェニコラシウス種
（略）	（略）
Sedum japonicum Siebold ex Miq.	（略）
（略）	（略）
Sedum morganianum E. Walther	（略）
（略）	（略）
Xerochrysum Tzvelev	ムギワラギク属
（略）	（略）

Lentinus edodes (Berk.) Sing.	しいたけ種
（略）	（略）
Ligustrum sinense Lour.	リグストルム　シネンセ種
（新設）	（新設）
（略）	（略）
Paulownia Sieb. et Zucc.	キリ属
（新設）	（新設）
（略）	（略）
Rubus idaeus L.	ラズベリー種
（新設）	（新設）
（略）	（略）
Sedum japonicum Sieb. ex Miq.	メノマンネングサ種
（略）	（略）
Sedum morganianum Walth.	セドゥム　モルガニアヌム種
（略）	（略）
Xerochrysum bracteatum (Vent.) Tzvelev [Helichrysum bracteatum (Vent.) Andrews] [Bracteantha bracteata]	エバーラスティング種
（略）	（略）

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

○農林水産省令第十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項、第二十三条第一項、第二十五条第一項及び第六項、第二十六条第六項、第二十七条並びに第二十八条第二項の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月十七日

農林水産大臣　金子原二郎

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
（監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査） **第九条**　（略） ２　前項の規定による命令により実施する検査（ヨーネ病又は伝達性海綿状脳症に係るものに限る。）は、別表第一に定める検査の方法により実施するものとし、当該検査のうち同項の規定により少なくとも五年ごとに実施するヨーネ病に係る検査については、第一号から第四号までに	（監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査） **第九条**　（略） ２　前項の規定による命令により実施する検査（ヨーネ病又は伝達性海綿状脳症に係るものに限る。）は、別表第一に定める検査の方法により実施するものとし、当該検査のうち同項の規定により少なくとも五年ごとに実施するヨーネ病に係る検査については、第一号から第四号までに

第明治三十八種郵便物認可　三十五年三月三十一日